

定款第 27 条に基づく役員以外の定年に関する規程

(目的)

第 1 条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の定款第 27 条に基づく役員を除く、本会登録規程第 2 条に示す名誉会員と役員の就任時における年齢制限を次のように定める。

(定年と任期)

第 2 条 就任時における年齢制限は設けない。任期は、1 期 2 年とし 3 期（6 年）までとする。延長した任期の満了時、特別の事情があるときは、更に 1 期（2 年）延長することができ、以後同様とする。なお、定款第 14 条に基づく評議員の任期は定款第 17 条に従うものとする。

(規程の変更)

第 3 条 この規程は、理事会の決議により、改廃することができる。

令和 2 年 6 月 2 日 制定
令和 2 年 6 月 2 日 施行